

平成 22 年度予算編成の方針について

〔平成 21 年 9 月 29 日
閣 議 決 定〕

1. 平成 22 年度予算については、年内に編成する。
2. 平成 22 年度の予算編成に当たっては、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくため、以下の方針で臨む。
 - (1) 現行の概算要求基準(「平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成 21 年 7 月 1 日閣議了解))は廃止する。
 - (2) マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む。以下同じ。)を踏まえた要求の提出は、10 月 15 日までに行うこととする。
 - (3) マニフェストに従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す。これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していく。
 - (4) 各大臣は、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととする。